

再びwhoisについて - gTLDの最近の話題から -

ICANN報告会

2006年7月19日

丸山直昌

JPNIC

whoisの目的

- **二つの定式化(2006年3月15日報告書)**
 - DNSデータの設定に関わる問題を解決できる人(団体)に連絡を取るために十分な情報(Registry, Registrar, NCUCが支持)
 - 当該ドメイン名の登録と使用に関わる諸問題を解決できる人(団体)に連絡を取るために十分な情報(IPC, ISPCP, BCが支持)

意見対立の背景

- インターネットの匿名利用
- registrarにとって顧客情報は営業機密
- インターネットの反社会的利用に対抗するためにwhoisデータを利用したい
 - 司法による利用など
- 商標権の保護

whois議論の歴史を振り返ると

- プライバシー擁護派
- 情報公開派
 - の終わりになき戦い

whoisに関する諸問題

- 個人の住所などが公開されてしまう
- ダイレクトメールや迷惑メールが来てしまう
- 犯罪に利用されかねない
- 犯罪捜査に利用される
- データが不正確
 - 悪徳サイトの横行
 - 商標権侵害者に連絡できない

Whoisに関する動き

(2006年4月以降)

- 4月12日GNSO評議会電話会議
 - Formulation 1を投票によって選択
 - GAC Liaisonの発言
- 5月18日GNSO評議会電話会議
- 6月28日GNSO評議会マラケシュ会議
 - 一部レジストラによる声明案の紹介
 - 議長Bruce Tonkinによる提案
- Whois Task Force会議4回

GACの反応

(4月12日の議事録より)

- Whois を巡る公共政策問題の検討をwhois TFの今後の作業の指針とすべき
- GACとGNSOの間で、今後の進め方について合意すべき
- 対して議長Bruce Tonkinは
 - whois TFの仕事はあくまでもwhoisによって一般公開されるデータについて決めることで、収集するデータについてではない

各国政府機関からの意見

- 「Whoisは純技術的な問題の解決にしか使えなくなるのではないか」との懸念
 - 個々のドメイン名登録が引き起こしている社会的、法的問題の解決はどうなるのか？

有志レジストラによる声明案

(6月28日GNSO評議会)

- レジストラ認定契約に定められたデータ(これまでwhoisデータと呼ばれていたもの)は今後も継続して集める
- 法執行、知的財産権、ISP、その他法的正当性を持つ利用者の要請に対しては、これらのデータは、適切な手段を通して、今後も提供する
- (以下略)

Bruce Tonkinのまとめ

(6月28日GNSO評議会)

- 1の定義に賛成した評議員は賛成の理由と、どのように理解しているか説明する
- ICANNスタッフは、他にどのような解釈が各国政府などによって表明されているか、要約する
- 評議会はより広く理解される定義を確立するために、GACとSSACとの対話を行う

Bruce Tonkinのまとめ

(続き)

- Whois TFには、寄せられた意見を考慮しつつ、委任事項に定められた仕事を継続することを要請する
- GNSO評議会は、whois TF final report、GACおよびSSACとの対話を通じて得られたwhoisデータ収集の目的の定義を用い、whois サービスの定義の文言を改良する

今後

- ? ? ? ?